

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和4年9月16日（金）

午前9時

場 所 第1委員会室

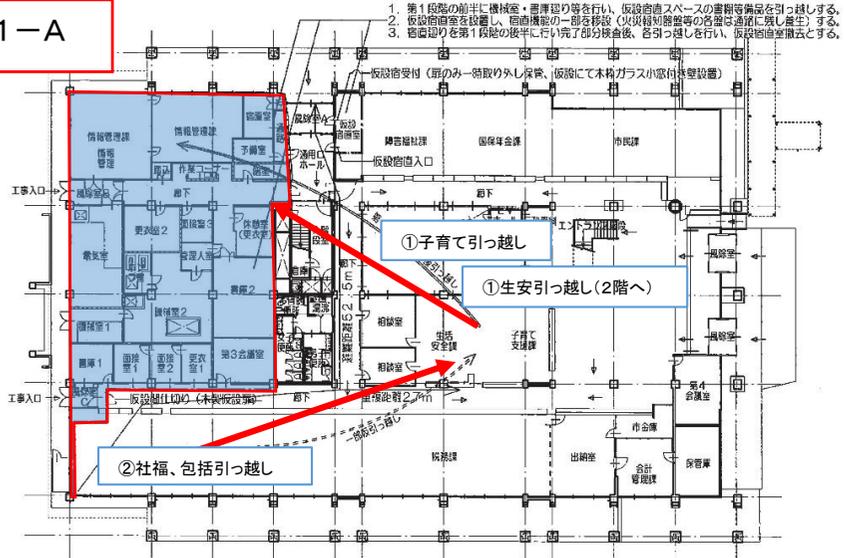
審査内容

- 1 所管事務調査 市役所本庁舎環境改善事業の進捗状況について（総務課）
- 2 所管事務調査 LABVプロジェクト合同会社定款について（企画課）
- 3 所管事務調査 山口東京理科大学グラウンド等整備事業進捗状況について
（大学推進室）
- 4 閉会中の調査事項について

移転計画案 1階

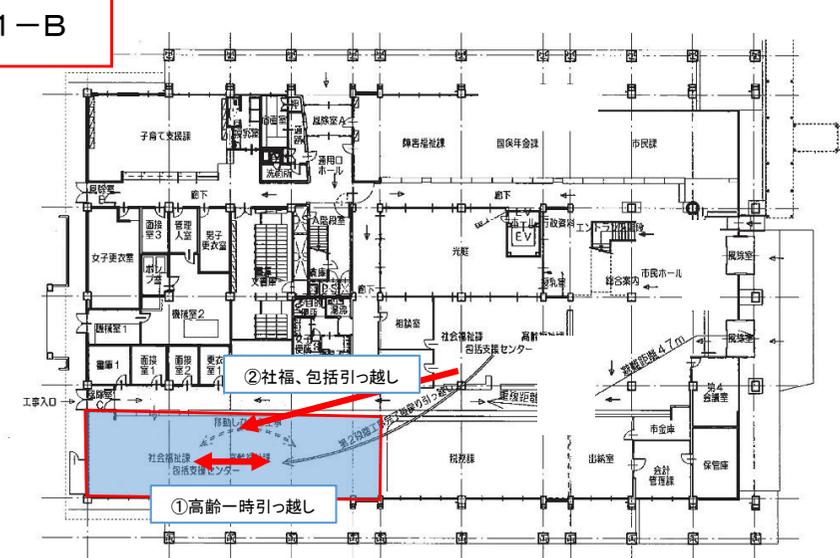
1期工事 1階改修 第3段階 (工事エリアは完全分断、仮設間仕切り設置) <庁舎は工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備引越し>

1-A



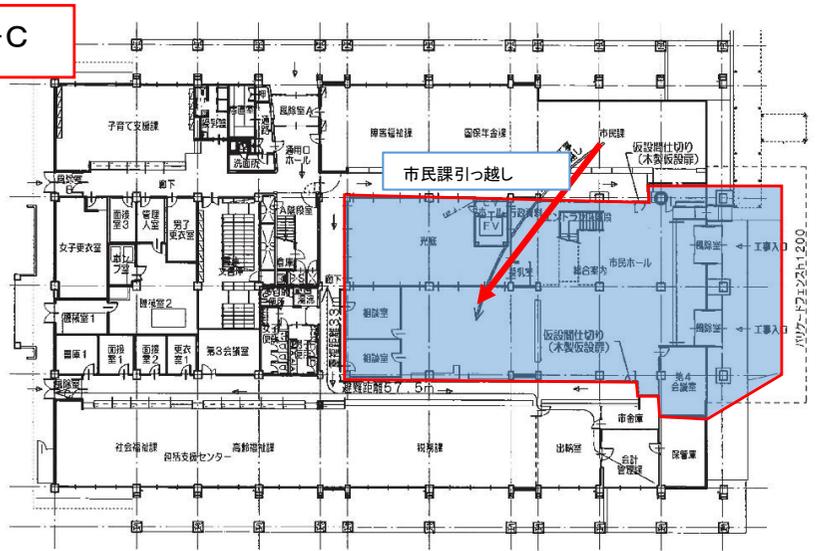
2期工事 1階改修 第2段階 (工事エリアは現場分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

1-B



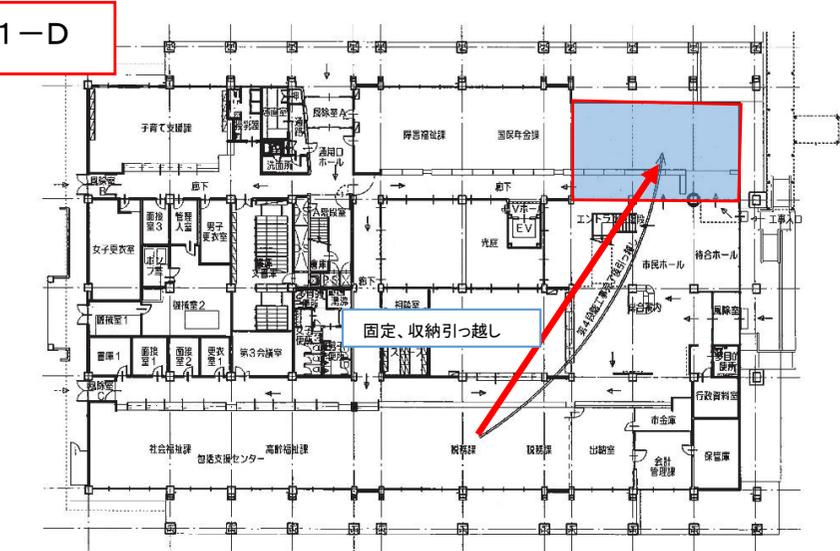
2期工事 1階改修 第3段階 (工事エリアは完全分断、仮設間仕切り設置) <庁舎は工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備引越し>

1-C



2期工事 1階改修 第4段階 (工事エリアは現場分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

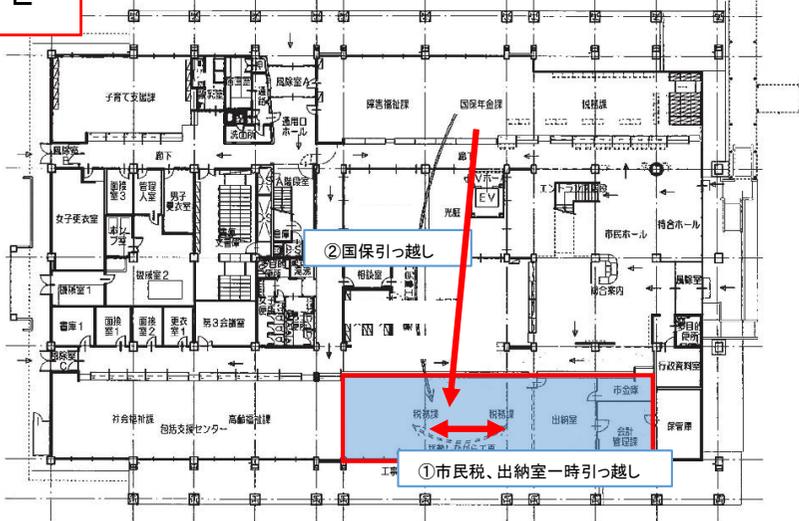
1-D



→ 床移動線 工事スペースを示す 次期引越しを示す 工事完了スペースを示す 各課移動を示す
 → 工事動線 工事スペースを示す (移動し終わる) 次期引越しを示す (仮引越し)

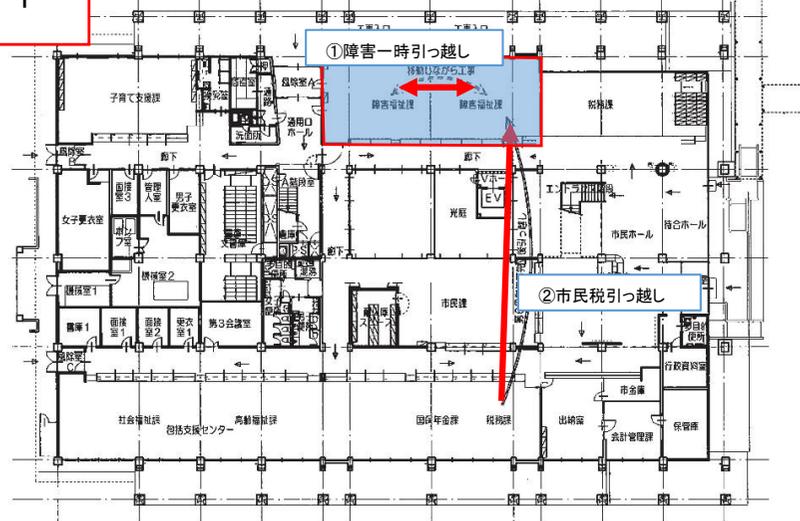
2期工事 1階改修 第5段階 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

1-E



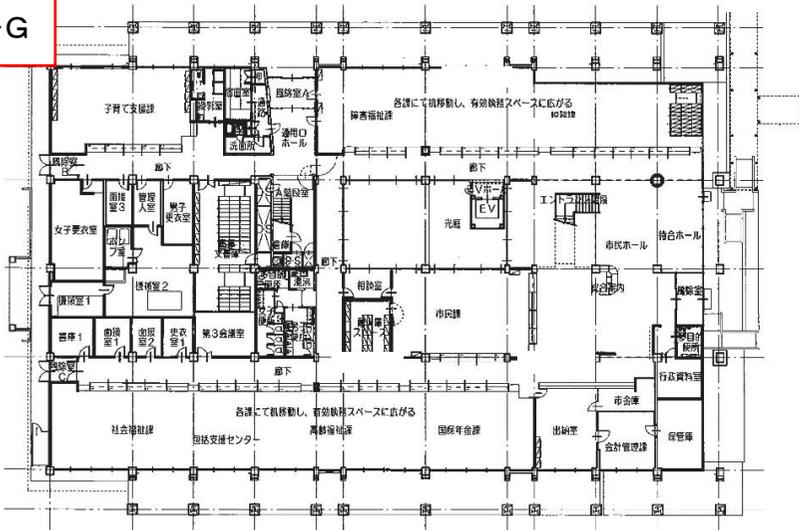
2期工事 1階改修 第6段階 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。) <庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>

1-F



2期工事 1階改修 完成段階 <各課にて机移動し、有効執務スペースに広がる>

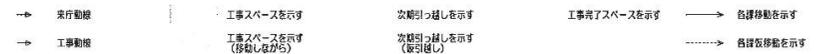
1-G



2期工事 注意事項

1階改修

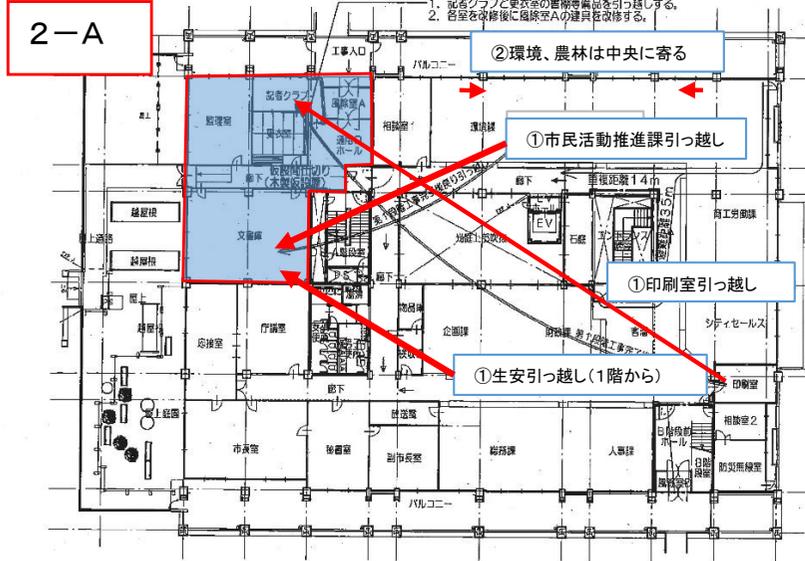
- 第1段階 工事制 (工事エリアは完全分断、仮設機仕切り設置)
庁舎制 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備し引越し>
 - 第2段階 工事制 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎制 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
 - 第3段階 工事制 (工事エリアは完全分断、仮設機仕切り設置)
庁舎制 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備し引越し>
 - 第4段階 工事制 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎制 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
 - 第5段階 工事制 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎制 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
 - 第6段階 工事制 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎制 <工事スペース確保のためエリア内で移動>
 - 完成段階 庁舎制 <各課にて机移動し、有効執務スペースに広がる>
- 2階改修 工事制 (2階は1階同様北西側の監視課、文書課等エリアから完全分断にて工事を行う)
(その他各室及び秘書室の工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎制 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備し引越し>
- 3階改修 工事制 (工事エリアは機易分断、シート養生等にて分断し、解体が必要な部分は土日等で行う。)
庁舎制 <工事エリア内の備品等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備し引越し>
- 外部改修 工事制 (来庁者の動線を各工程にて確保する。)
庁舎制 <来庁者への動線の周知連絡、案内支援>



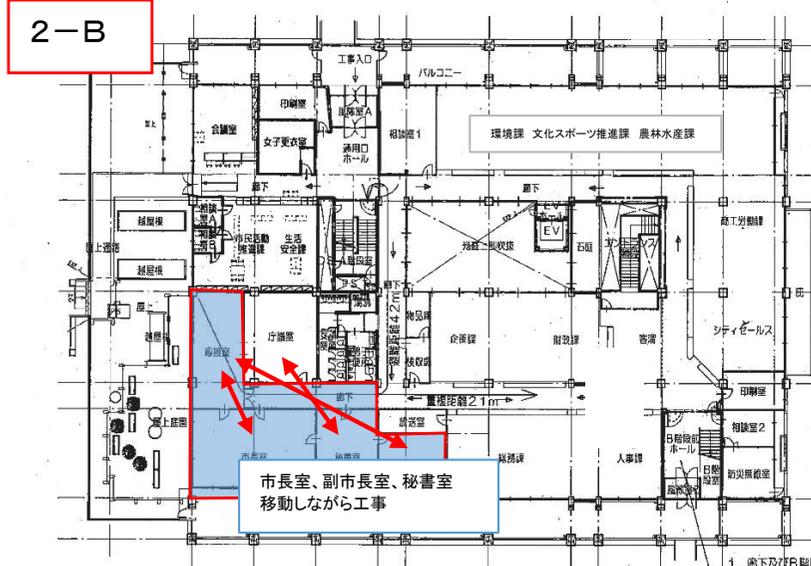
移転計画案 2階

切り設置) <庁舎は工事エリア内の障壁等の整理及び、庁舎内に各スペースを準備引越し>

0. 監理室は別館に引越し済み、文書庫は1階改修後のスペースに移設済みとする。
1. 記者クラブと更衣室の書架等備品を引越しする。
2. 各室を改修後に環境空間Aの建具を改修する。

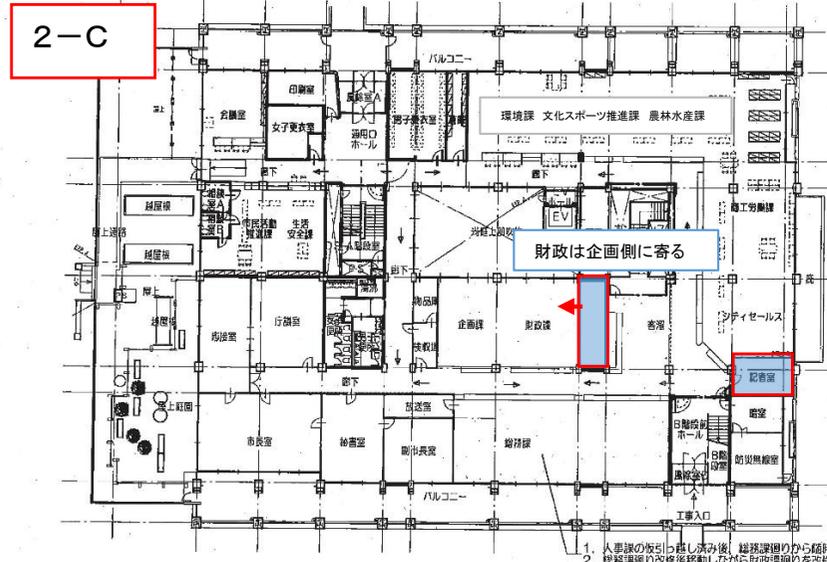


2期工事 2階改修 第2段階 (工事エリアは階段分、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。)<庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>



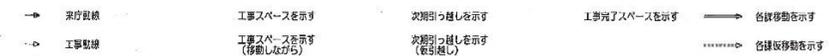
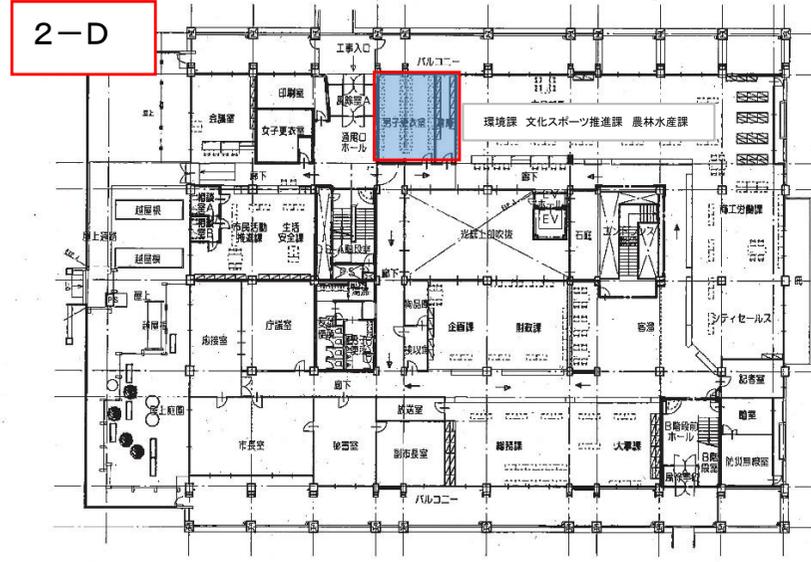
1. 廊下及びB階段廻りにおいては土日工事前提とする。

2期工事 2階改修 第3段階 (工事エリアは障壁分、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。)<庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>



1. 人事課の仮引越し済み後、総務課廻りから臨時改修する。
2. 総務課廻り改修後移動しながら財政課廻りを改修する。

2期工事 2階改修 第4段階 (工事エリアは障壁分、シート養生等にて分離し、解体が必要な部分は土日等で行う。)<庁舎は工事スペース確保のためエリア内で移動>



LABVプロジェクトにおける合同会社の設立について

1 合同会社の名称と設置日

山陽小野田LABVプロジェクト合同会社

法人登記（設立）>令和4年6月30日 ※開発準備行為のため、1者にて先行設置

法人登記（変更）>令和4年9月 ※関係する社員8者の加入に伴う変更登記

2 合同会社の社員

<代表社員> 株式会社合人社計画研究所（広島市中区袋町4-31）

<業務執行社員> 大旗連合建築設計株式会社（広島市中区大手町三丁目8-24）

前田建設工業株式会社（東京都千代田区富士見二丁目10-2）

富士商グループホールディングス株式会社（山陽小野田市稲荷町10-23）

長沢建設株式会社（山陽小野田市大字西高泊1339-6）

有限会社エヌエステクノ（山陽小野田市新沖三丁目2-22）

小野田商工会議所（山陽小野田市大字西高泊1261-1）

<社員> 株式会社山口銀行（下関市竹崎町四丁目2-36）

山陽小野田市（山陽小野田市日の出一丁目1-1）

3 合同会社の定款

別紙1～3のとおり

4 その他

◇資本金の額：1億円

◇事業期間：施設の建設期間及び供用開始後35年間（供用開始見込：令和6年4月～）

◇開発範囲：リーディング施設①（商工センター跡地）、リーディング施設②（現山口銀行小野田支店）、連鎖的事業用地①（高砂用地）、連鎖的事業用地②（現中央福祉センター）



※完成施設イメージ

LABVプロジェクトにおける商工センターの解体工事について

1 解体工事の概要

<事業期間> 令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

<事業主体> 山陽小野田LABVプロジェクト合同会社

<契約形態> 市と合同会社間で覚書を締結

2 解体工事の進捗

7月～8月 施設の内装撤去、アスベスト撤去、外壁の飾りタイル剥離
予定どおりに進んでおり、工期の遅れ等は生じていない。

(旧商工センターの状況)

解体作業着手前（タイル剥離後）	現在（令和4年9月9日時点）
	

3 今後の予定

9月～ 建物躯体の解体

※基礎部分を含め、建物の解体は年内の完了を見込む。

4 その他

- 現在のところ、近隣住民から市へ直接の問い合わせはない。
- 工事業者に対して、数件の問い合わせがあったことの報告を受けているが、工期や工事内容に関するものであり、深刻な問題は発生していない。
- 工事業者から近隣のお宅に対し、毎月工事内容に関するお知らせを配付いただいております、円滑な工事の実現につながっている。

山陽小野田LABVプロジェクト合同会社定款（最終案） 新旧対照表

赤色：市からの変更依頼箇所

水色：他社からの変更依頼、司法書士等チェックによる変更箇所

条番号	当初案	最終案
第1条（商号）	当社は、【合同会社〇〇又は〇〇合同会社】と称する。	当社は、山陽小野田LABVプロジェクト合同会社と称する。
第2条（目的）	<p>当社は、山陽小野田市LABVプロジェクト事業構想で掲げる「多世代が集う交流・にぎわい拠点」、「産官学金連携によるイノベーションが実現する拠点」、「地域の産業振興支援や新たな雇用促進を通じて、地域経済活性化を目指す拠点」、「市有地利活用による利便性の高い生活空間の形成」のコンセプトのもと、山陽小野田市及び小野田商工会議所、山口銀行と事業パートナーが共に協力しあい、単なる施設の整備や運営に留まらず、地域のニーズを踏まえ民間の技術やノウハウを活かしたソフト事業なども組み合わせてエリアの価値向上を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>一 リーディング施設（公共施設、民間施設等）の企画・開発及び監修</p> <p>二 リーディング施設（公共施設、民間施設等）の維持・管理及び運営に関する事業の実施</p> <p>三 連鎖的事業候補地（銀行店舗活用、他の市有地活用等）の企画・開発及び監修</p> <p>四 連鎖的事業候補地（銀行店舗活用、他の市有地活用等）の維持・管理及び運営に関する事業の実施</p> <p>五 解体・設計・施工及び監理とその調査企画及び運営</p> <p>六 リーディング施設を中心としたエリア全体のにぎわい創出の取組</p> <p>七 付加価値事業の企画・運営に係る取組</p> <p>八 新たな事業創出（創業等）の取組</p> <p>九 リーディング施設を中心としたエリア内の空き店舗、空き家の活用</p> <p>十 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>当社は、山陽小野田市LABVプロジェクト事業構想で掲げる「多世代が集う交流・にぎわい拠点」、「産官学金連携によるイノベーションが実現する拠点」、「地域の産業振興支援や新たな雇用促進を通じて、地域経済活性化を目指す拠点」、「市有地利活用による利便性の高い生活空間の形成」のコンセプトのもと、山陽小野田市及び小野田商工会議所、山口銀行と事業パートナーが共に協力しあい、単なる施設の整備や運営に留まらず、地域のニーズを踏まえ民間の技術やノウハウを活かしたソフト事業なども組み合わせてエリアの価値向上を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>一 リーディング施設（山陽小野田市が所有する山陽小野田市商工センター跡地に整備される新施設）の企画・開発及び監修</p> <p>二 リーディング施設の維持・管理及び運営に関する事業の実施</p> <p>三 連鎖的事業候補地（山口銀行小野田支店の所在地、山陽小野田市高栄にある市有地（高砂用地）及び中央福祉センターの所在地）の企画・開発及び監修</p> <p>四 連鎖的事業候補地の維持・管理及び運営に関する事業の実施</p> <p>五 解体・設計・施工及び監理とその調査企画及び運営</p> <p>六 リーディング施設を中心としたエリア全体のにぎわい創出の取組</p> <p>七 付加価値事業の企画・運営に係る取組</p> <p>八 新たな事業創出（創業等）の取組</p> <p>九 リーディング施設を中心としたエリア内の空き店舗、空き家の活用</p> <p>十 前各号に付帯関連する一切の業務</p>
第3条（本店の所在地）	当社は、本店を山口県山陽小野田市に置く。	当社は、本店を山口県山陽小野田市に置く。
第4条（公告方法）	当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	当社の公告方法は、 電子公告によって行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。
第5条（定款の備置き）	当社は、定款を当社の本店に備置き、社員から請求があったときは、当社の営業時間内に限り、閲覧に応じるものとする。	当社は、定款を当社の本店に備置き、社員から請求があったときは、当社の営業時間内に限り、閲覧に応じるものとする。
第6条（社員の資格）	<p>当社の社員となるものは、次の各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者又は同条の4第2項各号に該当する行為を過去にしたことがある者</p> <p>二 国又は山口県、山陽小野田市による指名停止措置を受けている者</p> <p>三 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年9月12日山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又は当該者が所属している者</p> <p>四 社員として加入することを申し出た時点において、直近事業年度の法人税、法人事</p>	<p>当社の社員となるものは、次の各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者又は同条の4第2項各号に該当する行為を過去にしたことがある者</p> <p>二 国又は山口県、山陽小野田市による指名停止措置を受けている者</p> <p>三 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年9月12日山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又は当該者が所属している者</p> <p>四 社員として加入することを申し出た時点において、直近事業年度の法人税、法人事</p>

	<p>業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者</p> <p>五 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者</p> <p>六 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者</p> <p>七 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者</p> <p>八 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者</p> <p>九 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者</p>	<p>業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者</p> <p>五 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者</p> <p>六 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者</p> <p>七 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者</p> <p>八 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者</p> <p>九 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者</p>
<p>第7条（社員及び出資）</p>	<p>当会社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名又は名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりとする。</p> <p>山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 有限責任社員 山口県山陽小野田市 宅地 （山陽小野田市中心二丁目3番1号、5,484.64平方メートル） 現物出資の価格 金一億一千二百万円</p> <p>山口県山陽小野田市中心二丁目3番1号 有限責任社員 小野田商工会議所 金銭 金【〇〇】万円</p> <p>山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 有限責任社員 株式会社山口フィナンシャルグループ（山口銀行） 金銭 金【〇〇】万円</p> <p>〇〇県〇市 有限責任社員 【〇〇〇〇】 金銭 金【〇〇】万円</p> <p>※以下、社員情報を追記する。</p> <p>2 前号の社員である山口県山陽小野田市以外の社員の出資は、現金とし、金【〇〇】万円を最低単位とする。</p>	<p>当会社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名又は名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりとする。</p> <p>なお、当会社の社員はその出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。</p> <p>広島県広島市中区袋町4番31号 有限責任社員 株式会社合人社計画研究所 金銭 金670万円</p> <p>山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 有限責任社員 山陽小野田市 山陽小野田市中心二丁目6160番12の土地 4,213.64㎡ 山陽小野田市中心二丁目6160番14の土地 684㎡ 山陽小野田市セメント町6160番16の土地 587㎡ 現物出資の価格 1億1200万円</p> <p>山口県山陽小野田市中心二丁目3番1号 有限責任社員 小野田商工会議所 金銭 金30万円</p> <p>山口県山陽小野田市稲荷町10番23号 有限責任社員 富士商グループホールディングス株式会社 金銭 金400万円</p> <p>東京都千代田区富士見二丁目10番2号 有限責任社員 前田建設工業株式会社</p>

		<p>金銭 金300万円</p> <p>山口県山陽小野田市大字西高泊1339番地の6 有限責任社員 長沢建設株式会社 金銭 金300万円</p> <p>山口県山陽小野田市新沖3丁目2-22号 有限責任社員 有限会社エヌエステクノ 金銭 金300万円</p> <p>広島県広島市中区大手町3丁目8番24号 有限責任社員 大旗連合建築設計株式会社 金銭 金30万円</p> <p>山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 有限責任社員 株式会社山口銀行 金銭 金30万円</p> <p>2 前号の社員のうち山陽小野田市を除く社員の出資は、現金とし、金10万円を最低単位とする。</p>
第8条（持分の譲渡等）	<p>社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡しようとするときは、当会社所定の様式による承諾の請求を行い、第4章で定める社員総会（以下「社員総会」という。）の決議による承認を得るものとする。これに伴う定款の変更は、第26条の定めにかかわらず代表社員が単独で行う。</p> <p>2 社員がその持分の全部又は一部を質入れした場合、当該質権者は、前項に定める承諾の請求を行い、社員総会の決議による承認を得た後でなければ、当該質権の実行（任意処分を含む。）によって当該持分を換価することができない。これに伴って当該持分が他人に帰属した場合の定款の変更は、第26条の定めにかかわらず、代表社員が単独で行う。</p>	<p>社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡しようとするときは、当会社所定の様式による承諾の請求を行い、第4章で定める社員総会（以下「社員総会」という。）の決議による承認を得るものとする。これに伴う定款の変更は、第26条の定めにかかわらず代表社員が単独で行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当会社の持分に係る担保権の実行（法定の手続きによるもののほか、法定の手続きによらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による持分の取得については、当会社の社員総会の承認があったものとみなす。これに伴って当該持分が他人に帰属した場合の定款の変更は、第26条の定めにかかわらず、代表社員が単独で行う。</p>
第9条（業務の執行）	<p>当会社の業務執行社員は、山陽小野田市を除く全ての社員とする。</p> <p>2 当会社の業務は、社員総会の決議により決定する。</p> <p>3 当会社の常務は、前項の定めにかかわらず、業務執行社員が単独で行うことができる。</p>	<p>当会社の業務執行社員は、山陽小野田市及び株式会社山口銀行を除く全ての社員とする。</p> <p>2 当会社の業務は、社員総会の決議により決定する。</p> <p>3 当会社の常務は、前項の定めにかかわらず、業務執行社員が単独で行うことができる。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、当会社の社員としての株式会社山口銀行は、当会社の業務執行をすることができず、第2項の社員総会の決議について議決権を有しない。但し、定款に定める社員総会の決議事項のうち業務の決定に該当しないものにつき、議決権を行使することを妨げない。</p>
第10条（社員の報告義務）	<p>社員は、当会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。</p>	<p>業務執行社員は、当会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。</p>
第11条（競業の禁止）	<p>社員及びその職務執行者は、社員総会による承認を受けなければ、次に掲げる競業行為を</p>	<p>業務執行社員及びその職務執行者は、社員総会による承認を受けなければ、次に掲げる競</p>

	<p>してはならない。</p> <p>一 自己又は第三者のために当社の事業の部類に属する取引をすること。但し、社員又はその職務執行者が、当該社員のためにする場合を除く。</p> <p>二 当社の事業と同種類の事業を目的とする会社（但し、当該社員は除く。）の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること</p>	<p>業行為をしてはならない。</p> <p>一 自己又は第三者のために当社の事業の部類に属する取引をすること。但し、業務執行社員又はその職務執行者が、当該社員のためにする場合を除く。</p> <p>二 山陽小野田市において、当社の事業と同種類の事業を目的とする会社（但し、山陽小野田市において当該事業を営む会社に限り、当該社員は除く。）の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること</p>
第12条（利益相反取引の制限）	<p>社員及びその職務執行者は、次に掲げる場合には、当該取引について、社員総会による承認を受けなければならない。</p> <p>一 自己又は第三者のために当社と取引をしようとするとき。</p> <p>二 当社が社員又は職務執行者の債務を保証することその他社員でない者との間において当社と当該社員又は職務執行者との利益が相反する取引をしようとするとき。</p>	<p>業務執行社員及びその職務執行者は、次に掲げる場合には、当該取引について、社員総会による承認を受けなければならない。</p> <p>一 自己又は第三者のために当社と取引をしようとするとき。</p> <p>二 当社が業務執行社員又は職務執行者の債務を保証することその他業務執行社員でない者との間において当社と当該業務執行社員又は職務執行者との利益が相反する取引をしようとするとき。</p>
第13条（職務執行者の選任）	<p>法人である業務執行社員は、その職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）として、それぞれ以下の資格・経験を有する者を選定する。</p> <p>(1) ●●株式会社</p> <p>一 設計業務を担う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>二 過去5年以内に類似施設の基本設計・実施設計の元請実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、設計に当たる者が複数の場合、そのうち1者が有すればよいものとする。</p> <p>(2) ●●株式会社</p> <p>一 建設業務を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>二 過去5年以内に類似施設の建築工事の施工実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、施工に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。</p> <p>(3) ●●株式会社</p> <p>一 維持管理・運営業務を担う者は、過去5年以内に、2年以上の商業テナントビルや学生寮及び類似の施設や複合施設での建物の維持管理及び運営実績を有していること。</p> <p>二 職務執行者を選任しようとする社員は、候補者の氏名及び住所、経歴を事前に他の社員に提示し、その意見を聴取しなければならない。</p> <p>2 法人である社員は、職務執行者を選任した場合には、その旨を他の社員に通知する。</p> <p>3 前2項の規定は、職務執行者を変更する場合に準用する。</p>	<p>法人である業務執行社員は、その職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）として、それぞれ以下の資格・経験を有する者を選定する。</p> <p>(1) 設計・工事監理業務を担う業務執行社員の職務執行者</p> <p>一 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>二 過去5年以内に類似施設の基本設計・実施設計の元請実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、職務執行者が複数の場合、そのうち1者が有すればよいものとする。</p> <p>(2) 建設業務を担う業務執行社員の職務執行者</p> <p>一 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>二 過去5年以内に類似施設の建築工事の施工実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、職務執行者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。</p> <p>(3) 維持管理・運営業務を担う業務執行社員の職務執行者</p> <p>一 過去5年以内に、2年以上の商業テナントビルや学生寮及び類似の施設や複合施設での建物の維持管理及び運営実績を有していること。</p> <p>2 職務執行者を選任しようとする業務執行社員は、候補者の氏名及び住所、経歴を事前に他の社員に提示し、その意見を聴取しなければならない。</p> <p>3 法人である業務執行社員は、職務執行者を選任した場合には、その旨を他の社員に通知する。</p> <p>4 前3項の規定は、職務執行者を変更する場合に準用する。</p>
第14条（職務執行者の報酬等）	<p>職務執行者の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社が各職務執行者に支給する財産上の利益の額及びその支払い方法の決定は、社員総会の決議により決定する。</p>	<p>職務執行者の報酬は無償とする。</p>
第15条（損害賠償責任）	<p>社員及びその職務執行者の任務懈怠による、会社に対する損害賠償責任は、故意又は重過失による場合を除き、その責任を負わないものとする。</p>	<p>社員及びその職務執行者の任務懈怠による、会社に対する損害賠償責任は、故意又は重過失による場合を除き、その責任を負わないものとする。</p>
第16条（代表社員）	<p>当社には、会社を代表する社員（以下「代表社員」という。）【1】名を置く。</p> <p>2 代表社員は、業務執行社員の中から、社員総会の決議により選定する。</p>	<p>当社には、会社を代表する社員（以下「代表社員」という。）1名を置く。</p> <p>2 代表社員は、業務執行社員の中から、社員総会の決議により選定する。</p>

	<p>3 当社は、社員総会の決議により、代表社員をいつでも解職することができる。</p> <p>4 代表社員は、いつでも辞任することができる。ただし、当社に不利な時期に辞任した時には、やむを得ない事由がある場合を除き、当社に生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>3 削除</p> <p>4 削除</p>
第17条(社員総会の設置と権限)	<p>当社は、議決権を行使することができる社員で組織する社員総会を置く。</p> <p>2 社員総会は、定款の規定に基づいて社員総会の決議、同意、承諾又は承認を要するとされる事項、その他業務執行社員が必要と認める事項について決議する。</p>	<p>当社は、議決権を行使することができる社員で組織する社員総会を置く。</p> <p>2 社員総会は、定款の規定に基づいて社員総会の決議、同意、承諾又は承認を要するとされる事項、その他業務執行社員が必要と認める事項について決議する。</p> <p>3 社員総会は、原則として、当社の本店所在地にて開催する。</p>
第18条(招集)	<p>社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3箇月以内にこれを招集し、臨時社員総会は必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	<p>社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時社員総会は必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、議決権を行使することができる社員全員の書面による同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>
第19条(招集権者及び議長)	<p>社員総会は、代表社員がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表社員に事故若しくは支障があるときには、他の社員がこれを招集し、社員総会において議長を選任する。</p>	<p>社員総会は、代表社員がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表社員に事故若しくは支障があるときには、他の社員がこれを招集し、社員総会において議長を選任する。</p>
第20条(議決権)	<p>山陽小野田市を除く社員は、社員総会においてそれぞれ1個の議決権を有する。</p> <p>2 社員のうち、山陽小野田市は、社員総会において議決権を有しない。ただし、次の各号についてのみ、社員総会において1個の議決権を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定款の変更(第8条に定める場合を除く) 二 第27条の社員総会の承認 三 第33条の社員総会の承認 四 銀行店舗、高砂用地、中央福祉センターの活用に係る計画等に係る事項 	<p>山陽小野田市を除く社員は、社員総会においてそれぞれ出資割合に応じて配分された議決権を有する。ただし、次の各号についてのみ、社員総会において1個の議決権を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第27条の社員総会の承認 二 第33条の社員総会の承認 三 銀行店舗、高砂用地、中央福祉センターの活用に係る計画等に係る事項 <p>2 社員のうち、山陽小野田市は、社員総会において議決権を有しない。ただし、次の各号についてのみ、社員総会において1個の議決権を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定款の変更(第8条に定める場合を除く) 二 第27条の社員総会の承認 三 第33条の社員総会の承認 四 銀行店舗、高砂用地、中央福祉センターの活用に係る計画等に係る事項 五 その他予め議長の許可を得た事項 <p>3 第1項ただし書きの規定による社員の議決権保有が法令に違反する場合、当該社員は当該議案の議決権を放棄するものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、社員である株式会社山口銀行は、第1項各号の事項について、議決権を有しない。</p> <p>5 社員である株式会社山口銀行が書面により当社に求めた場合には、当社の代表社員は、前項及び本項を削除する定款変更を目的として社員総会を招集する。</p>
第21条(決議方法)	<p>社員総会の決議は、議決権を有し、かつ議決に加わることができる総社員の議決権数の過半数に当たる多数をもって行う。</p> <p>2 社員総会の決議事項について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。</p>	<p>社員総会の決議は、議決権を有し、かつ議決に加わることができる総社員の議決権数の過半数に当たる多数をもって行う。</p> <p>2 社員総会の決議事項について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。</p>

第22条（議決権代理行使）	社員は、社員総会において、他の社員1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。	社員は、社員総会において、他の社員1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
第23条（書面による議決権の行使）	社員総会に出席しない社員は、議決権行使書面によって議決権を行使することができる。 2 前項に基づき書面による議決権の行使を行う場合、社員は招集通知とともに交付された議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日の直前の営業時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を当会社に提出しなければならない。	社員総会に出席しない社員は、議決権行使書面によって議決権を行使することができる。 2 前項に基づき書面による議決権の行使を行う場合、社員は招集通知とともに交付された議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日の直前の営業時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を当会社に提出しなければならない。
第24条（社員総会議事録）	社員総会の議事については、議長が、次に掲げる事項を記載した社員総会議事録を作成し、出席社員が記名押印又は電子署名する。 一 開催された日時、場所 二 出席した社員の氏名（法人社員については、その名称と職務執行者の氏名） 三 議長の氏名 四 議事の経過の要領及びその結果 2 前項の議事録は、決議の日から10年間、【当会社の本店】に備え置くものとする。 3 社員は、当会社の営業時間内であればいつでも同条第1項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。	社員総会の議事については、議長が、次に掲げる事項を記載した社員総会議事録を作成し、出席社員が記名押印又は電子署名する。 一 開催された日時、場所 二 出席した社員の氏名（法人社員については、その名称と職務執行者の氏名） 三 議長の氏名 四 議事の経過の要領及びその結果 2 前項の議事録は、決議の日から10年間、本店に備え置くものとする。 3 社員は、当会社の営業時間内であればいつでも同条第1項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。
第25条（社員総会の決議の省略）	社員が社員総会の目的である事項について書面により提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる社員全員が書面により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 2 前項の提案書及び同意書は、決議があったものとみなされた日から10年間、これを【当会社の本店】に備え置くものとする。 3 社員は、当会社の営業時間内であればいつでも同条第1項の提案書及び同意書の閲覧又は謄写を請求することができる。	社員が社員総会の目的である事項について書面により提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる社員全員が書面により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 2 前項の提案書及び同意書は、決議があったものとみなされた日から10年間、これを本店に備え置くものとする。 3 社員は、当会社の営業時間内であればいつでも同条第1項の提案書及び同意書の閲覧又は謄写を請求することができる。
第26条（定款の変更）	定款の変更は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会の決議をもって行う。	定款の変更は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会の決議をもって行う。
第27条（加入）	新たに社員を加入させる場合には、社員総会の承認を受けなければならない。社員の加入に伴う定款の変更は、前条の定めにかかわらず、代表社員が単独で行う。	新たに社員を加入させる場合には、社員総会の承認を受けなければならない。社員の加入に伴う定款の変更は、前条の定めにかかわらず、代表社員が単独で行う。
第28条（退社）	社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、当該社員は、3箇月前までに当会社に退社の予告をしなければならない。 2 前項の定めにかかわらず、社員は、当会社設立時又は入社時に前提としていた状況が著しく変更され、当初の合意どおりに社員を続けることができない等のやむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。	社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、当該社員は、3か月前までに当会社に退社の予告をしなければならない。 2 前項の定めにかかわらず、社員は、当会社設立時又は入社時に前提としていた状況が著しく変更され、当初の合意どおりに社員を続けることができない等のやむを得ない事由があるときは、 3か月前までに当会社に退社の意向とその理由を付した書面により申し出ること で退社することができる。 3 前項の社員からの申し出について、当会社は当該社員に説明を求めることができるものとする。
第29条（同上）	社員は、前条（任意退社）、会社法第609条第1項（持分の差押債権者による退社）、同条642条第2項（持分会社の継続に同意しなかった社員の退社）、同法第845条（持分会社の設立無効又は取消しの原因がある社員の退社）の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。 一 業務執行社員全員の書面による同意 二 合併（合併により当該社員が消滅する場合に限る。） 三 破産手続開始の決定	社員は、前条（退社）、会社法第609条第1項（持分の差押債権者による退社）、同条642条第2項（持分会社の継続に同意しなかった社員の退社）、同法第845条（持分会社の設立無効又は取消しの原因がある社員の退社）の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。 一 社員 全員の書面による同意 二 合併（合併により当該社員が消滅する場合に限る。） 三 破産手続開始の決定

	<p>四 解散（前2号に掲げる事由によるものを除く。）</p> <p>五 除名</p> <p>六 第6条第1号及び第3号に該当するに至ったとき</p> <p>七 第6条第2号に該当し、かつ当該社員が退社しないことにつき他の社員の全員が異議を述べないとき</p> <p>2 社員は、会社成立後、第6条第4号乃至第9号の社員の資格要件を欠くに至ったとしても退社しない。</p>	<p>四 解散（前2号に掲げる事由によるものを除く。）</p> <p>五 除名</p> <p>六 第6条第1号及び第3号に該当するに至ったとき</p> <p>七 第6条第2号に該当し、かつ当該社員が退社しないことにつき他の社員の全員が異議を述べないとき</p> <p>2 社員は、会社成立後、第6条第4号乃至第9号の社員の資格要件を欠くに至ったとしても退社しない。</p>
第30条（退社に伴う持分の払戻し）	<p>退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。</p> <p>2 退社した社員と当会社との計算は、当該社員の出資の価額の限度で、退社のときにおける当会社の財産の状況に従って行われるものとする。</p> <p>3 退社した社員の持分は、当該社員による出資財産の種類が金銭以外である場合には、出資財産の返還又は同一種類の財産の交付によって払い戻すものとする。</p> <p>4 退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算することができる。</p>	<p>退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。</p> <p>2 退社した社員と当会社との計算は、当該社員の出資の価額の限度で、退社のときにおける当会社の財産の状況に従って行われるものとする。</p> <p>3 退社した社員の持分は、当該社員による出資財産の種類が金銭以外である場合には、出資財産の返還又は同一種類の財産の交付によって払い戻すものとする。</p> <p>4 退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算することができる。</p>
第31条（出資の払戻し）	社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払戻しを請求することができない。	社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払戻しを請求することができない。
第32条（事業年度）	当会社の事業年度は、毎年【4月1日】から翌年【3月31日】までの年1期とする。	当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
第33条（計算書類の承認）	<p>代表社員は、各事業年度の末日の翌日から起算して2か月以内に、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表をいう。）を作成し、定時社員総会に提出して、当該社員総会の決議による承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の計算書類は、作成した時から10年間、これを【当会社の本店】に保存しなければならない。</p> <p>3 社員は、当会社の営業時間内であれば、いつでも、計算書類の閲覧又は謄写を請求することができる。</p>	<p>代表社員は、各事業年度の末日の翌日から起算して3か月以内に、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表をいう。）を作成し、定時社員総会に提出して、当該社員総会の決議による承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の計算書類は、作成した時から10年間、これを本店に保存しなければならない。</p> <p>3 社員は、当会社の営業時間内であれば、いつでも、計算書類の閲覧又は謄写を請求することができる。</p>
第34条（損益分配）	各事業年度の利益及び損失の分配割合は、山陽小野田市を0とし、その他の社員については、当該事業年度の末日における山陽小野田市を除く各社員の出資の価額に応じて分配する。	各事業年度の利益の分配は、山陽小野田市を0とし、その他の社員については、当該事業年度の末日における山陽小野田市を除く各社員の出資の価額に応じて分配する。
第35条（利益配当）	<p>当会社が利益の配当をしようとするときは、その都度、社員総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 配当財産の種類及び帳簿価額の総額</p> <p>二 社員に対する配当財産の割当てに関する事項</p> <p>三 当該利益の配当が効力を生ずる日</p> <p>2 社員は、前項の決定後でなければ当会社に対して利益配当の請求をすることができない。</p>	<p>当会社が利益の配当をしようとするときは、その都度、社員総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 配当財産の種類及び帳簿価額の総額</p> <p>二 社員に対する配当財産の割当てに関する事項</p> <p>三 当該利益の配当が効力を生ずる日</p> <p>2 社員は、前項の決定後でなければ当会社に対して利益配当の請求をすることができない。</p>
第36条（解散の事由）	<p>当会社は、次の事由によって解散する。</p> <p>一 社員の責めに帰すべき事由若しくはその他の事由により事業の継続が困難となった場合</p> <p>二 業務執行社員全員の書面による同意</p> <p>三 社員が欠けたこと</p> <p>四 合併（合併により当会社が消滅する場合に限る。）</p> <p>五 破産手続開始の決定</p>	<p>当会社は、次の事由によって解散する。</p> <p>一 社員の責めに帰すべき事由若しくはその他の事由により事業の継続が困難となった場合</p> <p>二 社員全員の書面による同意</p> <p>三 社員が欠けたこと</p> <p>四 合併（合併により当会社が消滅する場合に限る。）</p> <p>五 破産手続開始の決定</p>

	六 会社法第 824 条第 1 項又は第 833 条第 2 項の規定による解散を命ずる裁判	六 会社法第 824 条第 1 項又は第 833 条第 2 項の規定による解散を命ずる裁判
第 37 条 (残余財産の分配)	残余財産の分配の割合は、各社員の出資の価額に応じるものとする。	残余財産の分配の割合は、 社員総会の決議によって定める 。
第 38 条 (地方公共団体への報告義務)	代表社員は、各事業年度の末日の翌日から起算して【○】箇月以内又は山陽小野田市長からの監査請求があるときは、社員である地方公共団体の長に対して、その職務の執行の状況及び財務状況を報告しなければならない。	代表社員は、各事業年度の末日の翌日から起算して 4 か月以内又は山陽小野田市長からの監査請求があるときは、 山陽小野田市長 に対して、その職務の執行の状況及び財務状況を報告しなければならない。
第 39 条 (最初の事業年度)	当会社の最初の事業年度は、設立の日から【令和○年○月○日】までとする。	当会社の最初の事業年度は、設立の日から 令和 5 年 3 月 31 日 までとする。
第 40 条 (設立時の資本金の額)	当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額金【○○】万円とする。	当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額金 670 万円とする。
第 41 条 (準拠法)	この定款に定めがない事項については、会社法その他の法令の定めるところによるものとする。	この定款に定めがない事項については、会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

定款変更箇所一覧

条番号	変更にあたっての考え方
第 2 条 (目的)	連鎖的事業候補地について、表現を変更しました。
第 4 条 (公告方法)	公告方法を電子公告とし、やむを得ない場合は官報に掲載することとしました。
第 7 条 (社員及び出資)	出資者及び出資額を追加しました。
第 8 条 (持分の譲渡等)	担保権の実行について、詳細を規定しました。
第 9 条 (業務の執行)	山口銀行に係る内容について、4 項を追加しました。
第 10 条 (社員の報告義務)	社員と業務執行社員が混在していたため整理しました。
第 11 条 (競業の禁止)	社員と業務執行社員が混在していたため整理しました。 ただし書きの範囲を変更しました。
第 12 条 (利益相反取引の制限)	社員と業務執行社員が混在していたため整理しました。
第 13 条 (職務執行者の選任)	各号の表現を変更しました。 社員と業務執行社員が混在していたため整理しました。
第 14 条 (職務執行者の報酬)	無償とすることを規定しました。
第 16 条 (代表社員)	代表社員の取扱を変更しました。
第 17 条 (社員総会の設置と権限)	社員総会の開催地を追加しました。
第 18 条 (招集)	書面による同意を可とすることを追加しました。
第 20 条 (議決権)	市以外の議決権の考え方について追加しました。 山口銀行に係る内容について、3～5 項を追加しました。
第 28 条 (退社)	退社の際の手續等について、詳細を規定しました。
第 29 条 (退社)	重要事項であるため、社員へ変更しました。
第 34 条 (損益分配)	構成員の全てが有限責任社員である以上、事業年度ごとの損失の分配は生じないため、損失の文言を削除しました。
第 36 条 (解散の事由)	重要事項であるため、社員へ変更しました。
第 37 条 (残余財産の分配)	分配の割合については、社員総会の決議によって定めることとしました。
第 38 条 (地方公共団体への報告義務)	市への報告時期と相手先として山陽小野田市長を追加しました。
第 39 条 (最初の事業年度)	最初の事業年度の末日を規定しました。
第 40 条 (設立時の資本金の額)	出資額を変更しました。

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、山陽小野田LABVプロジェクト合同会社と称する。

第2条（目的）

当社は、山陽小野田市LABVプロジェクト事業構想で掲げる「多世代が集う交流・にぎわい拠点」、「産官学金連携によるイノベーションが実現する拠点」、「地域の産業振興支援や新たな雇用促進を通じて、地域経済活性化を目指す拠点」、「市有地利活用による利便性の高い生活空間の形成」のコンセプトのもと、山陽小野田市及び小野田商工会議所、山口銀行と事業パートナーが共に協力しあい、単なる施設の整備や運営に留まらず、地域のニーズを踏まえ民間の技術やノウハウを活かしたソフト事業なども組み合わせてエリアの価値向上を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を営むことを目的とする。

- 一 リーディング施設（山陽小野田市が所有する山陽小野田市商工センター跡地に整備される新施設）の企画・開発及び監修
- 二 リーディング施設の維持・管理及び運営に関する事業の実施
- 三 連鎖的事業候補地（山口銀行小野田支店の所在地、山陽小野田市高栄にある市有地（高砂用地）及び中央福祉センターの所在地）の企画・開発及び監修
- 四 連鎖的事業候補地の維持・管理及び運営に関する事業の実施
- 五 解体・設計・施工及び監理とその調査企画及び運営
- 六 リーディング施設を中心としたエリア全体のにぎわい創出の取組
- 七 付加価値事業の企画・運営に係る取組
- 八 新たな事業創出（創業等）の取組
- 九 リーディング施設を中心としたエリア内の空き店舗、空き家の活用
- 十 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を山口県山陽小野田市に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告によって行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第5条（定款の備置き）

当社は、定款を当社の本店に備置き、社員から請求があったときは、当社の営業時間内に限り、閲覧に応じるものとする。

第2章 社員及び出資

第6条（社員の資格）

当社の社員となるものは、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者又は同条の4第2項各号に該当する行為を過去にしたことがある者
- 二 国又は山口県、山陽小野田市による指名停止措置を受けている者
- 三 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年9月12日山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又は当該者が所属している者
- 四 社員として加入することを申し出た時点において、直近事業年度の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 五 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 六 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- 七 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- 八 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- 九 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

第7条（社員及び出資）

当社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名又は名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりとする。

なお、当社の社員はその出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

有限責任社員 株式会社合人社計画研究所
金銭 金 670 万円

山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
有限責任社員 山陽小野田市
山陽小野田市中心二丁目6160番12の土地 4,213.64 m²
山陽小野田市中心二丁目6160番14の土地 684 m²
山陽小野田市セメント町6160番16の土地 587 m²
現物出資の価格 1億1200万円

山口県山陽小野田市中心二丁目3番1号
有限責任社員 小野田商工会議所
金銭 金 30 万円

山口県山陽小野田市稲荷町10番23号
有限責任社員 富士商グループホールディングス株式会社
金銭 金 400 万円

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
有限責任社員 前田建設工業株式会社
金銭 金 300 万円

山口県山陽小野田市大字西高泊1339番地の6
有限責任社員 長沢建設株式会社
金銭 金 300 万円

山口県山陽小野田市新沖3丁目2-22号
有限責任社員 有限会社エヌエステクノ
金銭 金 300 万円

広島県広島市中区大手町3丁目8番24号
有限責任社員 大旗連合建築設計株式会社
金銭 金 30 万円

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
有限責任社員 株式会社山口銀行
金銭 金 30 万円

2 前号の社員のうち山陽小野田市を除く社員の出資は、現金とし、金10万円を最低単位とする。

第8条（持分の譲渡等）

社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡しようとするときは、当会社所定の様式による承諾の請求を行い、第4章で定める社員総会（以下「社員総会」という。）の決議による承認を得るものとする。これに伴う定款の変更は、第26条の定めにかかわらず代表社員が単独で行う。

2 前項の規定にかかわらず、当会社の持分に係る担保権の実行（法定の手続きによるもののほか、法定の手続きによらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による持分の取得については、当会社の社員総会の承認があったものとみなす。これに伴って当該持分が他人に帰属した場合の定款の変更は、第26条の定めにかかわらず、代表社員が単独で行う。

第3章 業務執行権及び代表権

第9条（業務の執行）

当会社の業務執行社員は、山陽小野田市及び株式会社山口銀行を除く全ての社員とする。

2 当会社の業務は、社員総会の決議により決定する。

3 当会社の常務は、前項の定めにかかわらず、業務執行社員が単独で行うことができる。

4 前三項の規定にかかわらず、当会社の社員としての株式会社山口銀行は、当会社の業務執行をすることができず、第2項の社員総会の決議について議決権を有しない。但し、定款に定める社員総会の決議事項のうち業務の決定に該当しないものにつき、議決権を行使することを妨げない。

第10条（社員の報告義務）

業務執行社員は、当会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

第11条（競業の禁止）

業務執行社員及びその職務執行者は、社員総会による承認を受けなければ、次に掲げる競業行為をしてはならない。

一 自己又は第三者のために当会社の事業の部類に属する取引をすること。

但し、業務執行社員又はその職務執行者が、当該社員のためにする場合を除く。

二 山陽小野田市において、当会社の事業と同種類の事業を目的とする会社（但し、山陽小野田市において当該事業を営む会社に限り、当該社員は除

く。)の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること

第12条 (利益相反取引の制限)

業務執行社員及びその職務執行者は、次に掲げる場合には、当該取引について、社員総会による承認を受けなければならない。

- 一 自己又は第三者のために当会社と取引をしようとするとき。
- 二 当会社が業務執行社員又は職務執行者の債務を保証することその他業務執行社員でない者との間において当会社と当該業務執行社員又は職務執行者との利益が相反する取引をしようとするとき。

第13条 (職務執行者の選任)

法人である業務執行社員は、その職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）として、それぞれ以下の資格・経験を有する者を選定する。

(1) 設計・工事監理業務を担う業務執行社員の職務執行者

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 二 過去5年以内に類似施設の基本設計・実施設計の元請実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、職務執行者が複数の場合、そのうち1者が有すればよいものとする。

(2) 建設業務を担う業務執行社員の職務執行者

- 一 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- 二 過去5年以内に類似施設の建築工事の施工実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、職務執行者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。

(3) 維持管理・運営業務を担う業務執行社員の職務執行者

- 一 過去5年以内に、2年以上の商業テナントビルや学生寮及び類似の施設や複合施設での建物の維持管理及び運営実績を有していること。
- 2 職務執行者を選任しようとする業務執行社員は、候補者の氏名及び住所、経歴を事前に他の社員に提示し、その意見を聴取しなければならない。
- 3 法人である業務執行社員は、職務執行者を選任した場合には、その旨を他の社員に通知する。
- 4 前3項の規定は、職務執行者を変更する場合に準用する。

第14条 (職務執行者の報酬)

職務執行者の報酬は無償とする。

第15条 (損害賠償責任)

社員及びその職務執行者の任務懈怠による、会社に対する損害賠償責任は、故意又は重過失による場合を除き、その責任を負わないものとする。

第16条（代表社員）

- 当会社には、会社を代表する社員（以下「代表社員」という。）1名を置く。
- 代表社員は、業務執行社員の中から、社員総会の決議により選定する。

第4章 社員総会

第17条（社員総会の設置と権限）

- 当会社は、議決権を行使することができる社員で組織する社員総会を置く。
- 社員総会は、定款の規定に基づいて社員総会の決議、同意、承諾又は承認を要するとされる事項、その他業務執行社員が必要と認める事項について決議する。
 - 社員総会は、原則として、当会社の本店所在地にて開催する。

第18条（招集）

- 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時社員総会は必要があるときに随時これを招集する。
- 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、議決権を行使することができる社員全員の書面による同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第19条（招集権者及び議長）

- 社員総会は、代表社員がこれを招集し、議長となる。
- 代表社員に事故若しくは支障があるときには、他の社員がこれを招集し、社員総会において議長を選任する。

第20条（議決権）

山陽小野田市を除く社員は、社員総会においてそれぞれ出資割合に応じて配分された議決権を有する。ただし、次の各号についてのみ、社員総会において1個の議決権を有するものとする。

- 第27条の社員総会の承認
 - 第33条の社員総会の承認
 - 銀行店舗、高砂用地、中央福祉センターの活用に係る計画等に係る事項
- 社員のうち、山陽小野田市は、社員総会において議決権を有しない。ただし、次の各号についてのみ、社員総会において1個の議決権を有するものとする。
 - 定款の変更（第8条に定める場合を除く）
 - 第27条の社員総会の承認

三 第33条の社員総会の承認

四 銀行店舗、高砂用地、中央福祉センターの活用に係る計画等に係る事項

五 その他予め議長の許可を得た事項

3 第1項ただし書きの規定による社員の議決権保有が法令に違反する場合、当該社員は当該議案の議決権を放棄するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、社員である株式会社山口銀行は、第1項各号の事項について、議決権を有しない。

5 社員である株式会社山口銀行が書面により当会社に求めた場合には、当会社の代表社員は、前項及び本項を削除する定款変更を目的として社員総会を招集する。

第21条（決議方法）

社員総会の決議は、議決権を有し、かつ議決に加わることができる総社員の議決権数の過半数に当たる多数をもって行う。

2 社員総会の決議事項について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。

第22条（議決権代理行使）

社員は、社員総会において、他の社員1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第23条（書面による議決権の行使）

社員総会に出席しない社員は、議決権行使書面によって議決権を行使することができる。

2 前項に基づき書面による議決権の行使を行う場合、社員は招集通知とともに交付された議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日の直前の営業時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を当会社に提出しなければならない。

第24条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、議長が、次に掲げる事項を記載した社員総会議事録を作成し、出席社員が記名押印又は電子署名する。

一 開催された日時、場所

二 出席した社員の氏名（法人社員については、その名称と職務執行者の氏名）

三 議長の氏名

四 議事の経過の要領及びその結果

2 前項の議事録は、決議の日から10年間、本店に備え置くものとする。

3 社員は、当会社の営業時間内であればいつでも同条第1項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

第25条（社員総会の決議の省略）

社員が社員総会の目的である事項について書面により提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる社員全員が書面により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の提案書及び同意書は、決議があったものとみなされた日から10年間、これを本店に備え置くものとする。

3 社員は、当会社の営業時間内であればいつでも同条第1項の提案書及び同意書の閲覧又は謄写を請求することができる。

第5章 定款の変更等並びに入社及び退社

第26条（定款の変更）

定款の変更は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会の決議をもって行う。

第27条（加入）

新たに社員を加入させる場合には、社員総会の承認を受けなければならない。社員の加入に伴う定款の変更は、前条の定めにかかわらず、代表社員が単独で行う。

第28条（退社）

社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、当該社員は、3か月前までに当会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、社員は、当会社設立時又は入社時に前提としていた状況が著しく変更され、当初の合意どおりに社員を続けることができない等のやむを得ない事由があるときは、3か月前までに当会社に退社の意向とその理由を付した書面により申し出ることによって退社することができる。

3 前項の社員からの申し出について、当会社は当該社員に説明を求めることができるものとする。

第29条（同上）

社員は、前条（退社）、会社法第609条第1項（持分の差押債権者による退社）、同条642条第2項（持分会社の継続に同意しなかった社員の退社）、同法第845条（持分会社の設立無効又は取消しの原因がある社員の退社）の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

- 一 社員全員の書面による同意
- 二 合併（合併により当該社員が消滅する場合に限る。）

- 三 破産手続開始の決定
 - 四 解散（前2号に掲げる事由によるものを除く。）
 - 五 除名
 - 六 第6条第1号及び第3号に該当するに至ったとき
 - 七 第6条第2号に該当し、かつ当該社員が退社しないことにつき他の社員の全員が異議を述べないとき
- 2 社員は、会社成立後、第6条第4号乃至第9号の社員の資格要件を欠くに至ったとしても退社しない。

第30条（退社に伴う持分の払戻し）

退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。

2 退社した社員と当会社との計算は、当該社員の出資の価額の限度で、退社の際における当会社の財産の状況に従って行われるものとする。

3 退社した社員の持分は、当該社員による出資財産の種類が金銭以外である場合には、出資財産の返還又は同一種類の財産の交付によって払い戻すものとする。

4 退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算することができる。

第31条（出資の払い戻し）

社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払戻しを請求することができない。

第6章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第33条（計算書類の承認）

代表社員は、各事業年度の末日の翌日から起算して3か月以内に、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表をいう。）を作成し、定時社員総会に提出して、当該社員総会の決議による承認を受けなければならない。

2 前項の計算書類は、作成した時から10年間、これを本店に保存しなければならない。

3 社員は、当会社の営業時間内であれば、いつでも、計算書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第34条（損益分配）

各事業年度の利益の分配は、山陽小野田市を0とし、その他の社員については、当該事業年度の末日における山陽小野田市を除く各社員の出資の価額に応じて分配する。

第35条（利益配当）

当会社が利益の配当をしようとするときは、その都度、社員総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
- 二 社員に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該利益の配当が効力を生ずる日

2 社員は、前項の決定後でなければ当会社に対して利益配当の請求をすることができない。

第7章 解 散

第36条（解散の事由）

当会社は、次の事由によって解散する。

- 一 社員の責めに帰すべき事由若しくはその他の事由により事業の継続が困難となった場合
- 二 社員全員の書面による同意
- 三 社員が欠けたこと
- 四 合併（合併により当会社が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 会社法第824条第1項又は第833条第2項の規定による解散を命ずる裁判

第37条（残余財産の分配）

残余財産の分配の割合は、社員総会の決議によって定める。

第8章 附 則

第38条（地方公共団体への報告義務）

代表社員は、各事業年度の末日の翌日から起算して4か月以内又は山陽小野田市長からの監査請求があるときは、山陽小野田市長に対して、その職務の執行の状況及び財務状況を報告しなければならない。

第 39 条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、設立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 40 条（設立時の資本金の額）

当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額金 670 万円とする。

第 41 条（準拠法）

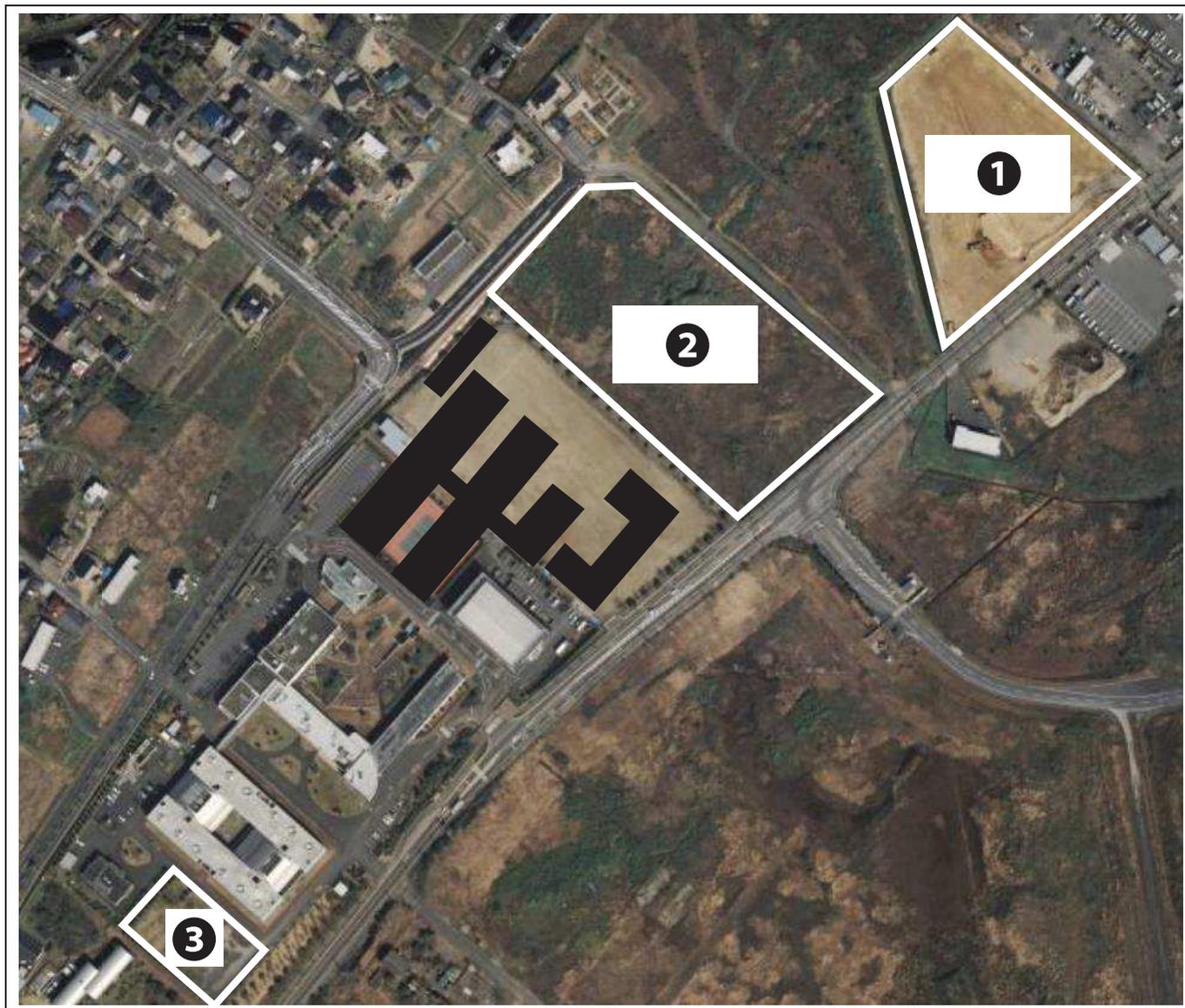
この定款に定めがない事項については、会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

令和4年9月16日

総務文教常任委員会

資料（大学推進室）

山口東京理科大学グラウンド等整備事業進捗状況について



①グラウンド整備事業

受注者：株式会社イノウエ

契約額： 124,300,000円

工期：令和4年11月末

②駐車場・テニスコート整備事業

受注者：株式会社イノウエ

契約額： 449,900,000円

工期：令和7年3月末

③教室棟整備事業

受注者：令和4年9月末決定予定
(現在、プロポーザル実施中)

上限額：1,100,000,000円

工期：令和6年8月末

閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
<p>総務文教常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関する事。 ・議会及び行政一般に関する事。 ・文書及び法制に関する事。 ・情報公開及び個人情報保護に関する事。 ・統計調査に関する事。 ・防災及び危機管理に関する事。 ・組織及び職員定数に関する事。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 ・税の賦課徴収に関する事。 ・債権の調査及び徴収に関する事。 ・消防に関する事。 ・総合計画及び新市建設計画に関する事。 ・重要政策の立案及び調整に関する事。 ・事務管理に関する事。 ・広域行政に関する事。 ・行政改革の推進に関する事。 ・合併に係る調整事項に関する事。 ・総合教育会議に関する事。 ・予算その他財務に関する事。 ・市有財産に関する事。 ・情報処理及び情報化に関する事。 ・シティセールスに関する事。 ・観光に関する事。 ・広報に関する事。 ・入札及び検査に関する事。 ・教育に関する事。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事。 ・選挙事務に関する事。 ・市役所庁舎改修事業に関する事。 ・学校給食に関する事。 ・新型コロナウイルス感染症に関する事（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・地域交流センターに関する事（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・山口東京理科大学に関する事（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・LABVに関する事。 	<p>令和4年12月定例会前日まで継続して閉会中調査する。</p>